

規 則

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「。次項において「法」という。」を削り、「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「採用された学校職員」の下に「で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加え、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「同法」を「育児休業法」に改め、「(次項において「育児短時間勤務学校職員等」という。）」及び「(以下「算出率」という。）」を削り、同条第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員にあつてはその額)」を削り、「得た数を、育児短時間勤務学校職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、」を「得た数を乗じて得た額(」に改める。

第四条中「又は同法」を「又は補償法」に改める。

第五条を次のように改める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、管理職手当に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第八項の規定を受ける学校職員の管理職手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。）を除いた学校職員に対する改正後の第三条の規定の適用については、同条第一項中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務学校職員は、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条第二項の規定を適用する。